

# 中小企業・勤労者向け融資制度

市では、中小企業の経営者やそこに勤務している人を対象に、各種融資制度を設けています。この制度は、市が信用保証料を補助するなど利用しやすくなっています。申込みは直接、各金融機関へ。

## 中小企業者向け融資制度

資金名	融資対象者※1	信用保証料率	資金用途	融資限度額	融資利率	融資期間	担保・保証人	申込期間	申込先
開業資金 (創業関連保証)	中小企業者、開業予定の個人 申込み時に市内に居住し、市内に開業予定の人または開業1年未満の事業者	市が全額補助 (年1.0%)	設備資金・運転資金	3,000万円 特定創業支援等事業を受けた場合 3,500万円※2	年1.3% 特定創業支援等事業を受けた場合 1.25%※2	1年超 7年以内	[担保] 不要 [保証人] 原則として法人代表者以外は不要		[市内の本・支店] 大分銀行※ 豊和銀行※ 大分信用金庫※ 大分みらい信用金庫※ 大分県信用金庫※ 商工中金 三井住友銀行 (季節資金は除く) 西日本シティ銀行 伊予銀行 北九州銀行 肥後銀行 (季節資金は除く) 愛媛銀行  ※環境保全資金取扱機関
事業資金 小規模企業者 事業資金 (小口帯細企業保証)	小規模企業者 同一事業経営1年以上の事業者	市が全額補助 (年0.5%~2.2%)	資金 設備	2,000万円	年1.9%	1年超 10年以内	[担保] 原則不要 [保証人] 原則として法人代表者以外は不要		
事業資金 災害対応資金 (小口帯細企業保証)	小規模企業者	市が一部補助 (年0.45%~1.9%)	設備資金・運転資金	2,000万円	年0.9%	1年超 10年以内	[担保] 必要となる場合あり [保証人] 原則として法人代表者以外は不要		
事業資金 中小企業者 事業資金	中小企業者 同一事業経営1年以上の事業者	市が全額補助 または80%補助 (年0.75%または0.8%)	設備資金・運転資金	3,000万円	年1.5%~ 1.8%	1年超 7年以内	[担保] 必要となる場合あり [保証人] 原則として法人代表者以外は不要		
新経営安定化資金 セーフティ ネット 保証枠	中小企業者 セーフティネット保証の認定を受けている事業者	市が全額補助	設備資金・運転資金	4,000万円	別に 定める	1年超 7年以内	[担保] 必要となる場合あり [保証人] 原則として法人代表者以外は不要		
新経営安定化資金 緊急融資枠	中小企業者 市長が特に支援が必要と認めた事業者	市が全額補助	設備資金・運転資金	3,000万円	別に 定める	1年超 7年以内	[担保] 必要となる場合あり [保証人] 原則として法人代表者以外は不要		
新事業再構築資金	中小企業者 コロナをきっかけに新たな事業の展開を行う事業者	市が全額補助 (年0.45%~1.9%)	設備資金・運転資金	3,000万円	年1.3%	1年超 10年以内	[担保] 必要となる場合あり [保証人] 原則として法人代表者以外は不要		
環境保全資金	中小企業者、 中小企業団体 同一事業経営1年以上の事業者	市が全額補助 (年0.45%~1.9%)	※3	1,000万円	年1.9%	6ヵ月以内	金融機関の定めるところによる※4	6/1(水) 8/22(月) 11/1(火) 12/20(水)	
季節資金 夏期特別資金	中小企業者 市内に1年以上住所および事業所を有し、同一事業経営1年以上の事業者	金融機関の定めるところによる	運転資金	600万円	年1.8% (3年度の実績)	6ヵ月以内	金融機関の定めるところによる※4		
季節資金 年末特別資金	中小企業者 市内に1年以上住所および事業所を有し、同一事業経営1年以上の事業者	金融機関の定めるところによる	運転資金	600万円	年1.8% (3年度の実績)	6ヵ月以内	金融機関の定めるところによる※4		

※1 各資金の共通利用条件として、市税を完納していることなどがあります。 ※2 創業支援等事業者が実施する特定創業支援等事業を受けた人が対象(要証明)  
※3 環境保全施設の設置・改善、工場などの移転、BEMS・FEMS、業務用燃料電池の購入等 ※4 担保等が必要な場合もあります。  
●記載事項は4年3月3日現在のものです、その時々々の事情により変更されることがあります。また、取扱金融機関ごとに融資枠があります。申込みの際、金融機関の窓口でご確認ください。

☎ 創業経営支援課 ☎585-6029

## 勤労者向け融資制度

資金名	融資対象者※1	資金用途	融資限度額	融資利率	融資期間	担保・保証人	申込期間	申込先
住宅資金	中小企業などの勤労者	自己の居住する住宅の新築・増改築および取得、簡易なリフォーム	600万円	年0.88% 変動金利 (年2回の見直し)	25年以内			[市内の本・支店] 九州労働金庫 豊和銀行 大分信用金庫 大分みらい信用金庫 大分県信用組合
厚生資金	●市内に住所を有し、同一の中小企業などに継続して1年以上勤務している人 ●市税を完納している人など	出産・教育 病気療養 冠婚葬祭 火災天災など	200万円	年2.1%	5年以内			
生活安定特別資金 生活安定資金	失業者 市内に住所を有する雇用保険の被保険者で、倒産など自己の責任によらない理由で離職した人	求職活動中の生活資金	30万円	年1.5%	3年以内			[市内の支店] 九州労働金庫
生活安定特別資金 賃金滞払資金	勤労者 市内に住所を有し、所定の賃金支払日から7日を経過した後も賃金が支払われない人	所定の賃金が支払われるまでの生活資金	30万円 滞払賃金の範囲以内	年2.3%				

※1 各資金の共通利用条件として、現在同一の融資を利用していないことなどがあります。 ※2 担保等が必要な場合もあります。  
●記載事項は4年3月3日現在のものです、その時々々の事情により変更されることがあります。また、取扱金融機関ごとに融資枠があります。申込みの際、金融機関の窓口でご確認ください。

☎ 商工労政課 ☎537-5964

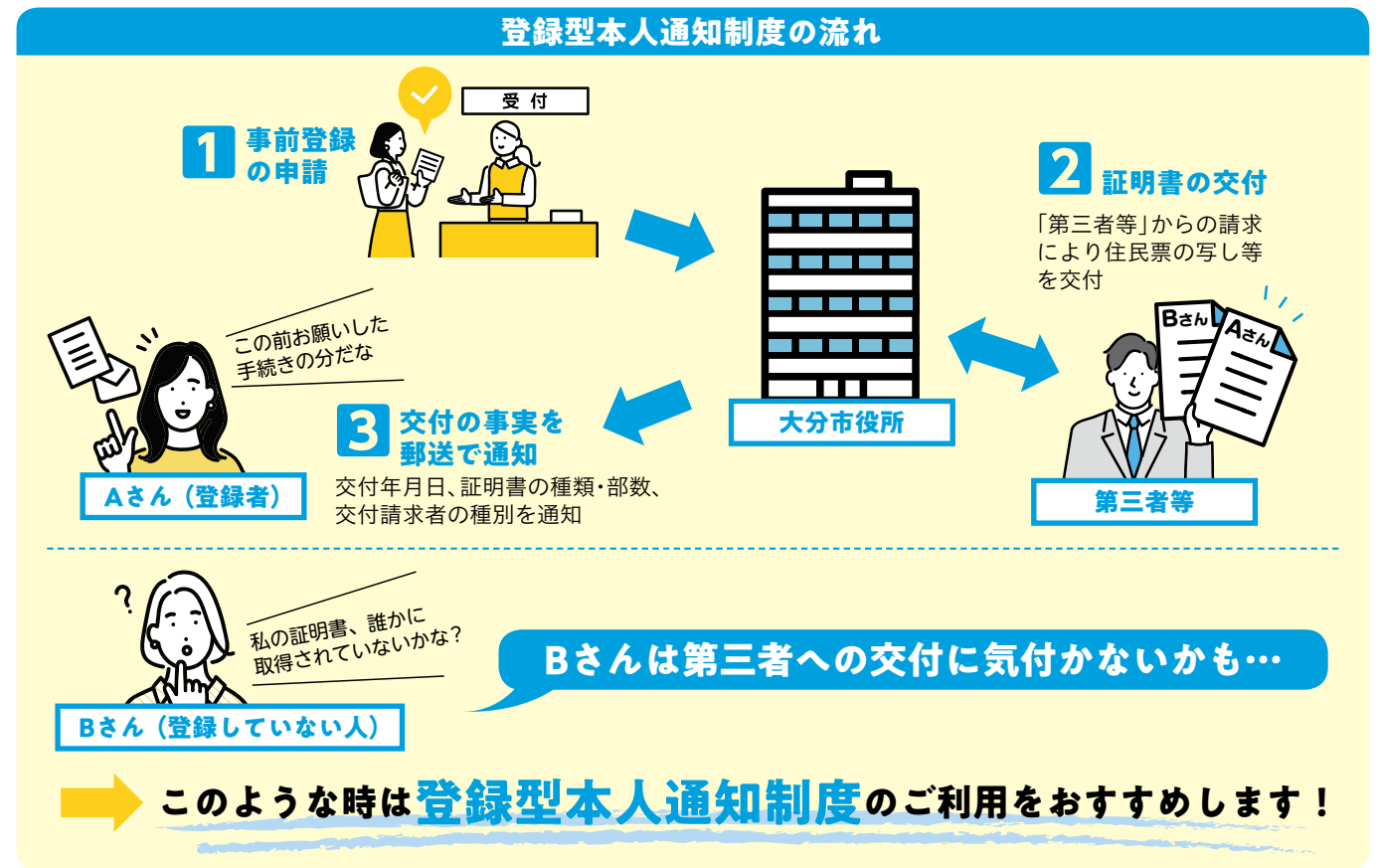
~あなたの個人情報、勝手に利用されていませんか?~

# 登録型本人通知制度をご利用ください!



本人通知制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを第三者に交付した場合、登録者に対して、交付した事実を通知する制度です。この制度の利用を通じて、住民票の写しなどの不正取得の早期発見や、不正請求の抑止につながることが期待されます。

☎ 市民課 ☎537-5615



## 登録できる人

- 市の住民基本台帳に記載されている人
  - 市の戸籍に記載されている人
- ※世帯の代表者が、その同一世帯員をまとめて登録することもできます。また、窓口で本人確認を行っています。詳しくは、お問い合わせください。

## 通知内容

- 証明書の交付年月日
  - 証明書の種別および通数
  - 交付請求者の種別(本人等の代理人・代理人以外)
- ※請求者の氏名・住所等は通知しません。

## 登録の手続きができる場所

- 市民課 ●各支所および旭町文化センター
  - ヒューレおおいた ●各地区公民館
- ※郵便による申請も可能です

## 通知の対象となる証明書

- 住民票の写し ●戸籍の附票の写し
  - 戸籍全部(個人・一部)事項証明書 等
- ※下記による請求の場合、通知対象外です。
- 本人、同一世帯員による住民票の写し等の請求
  - 本人、配偶者、同じ戸籍に記載されている人および直系の尊属卑属による戸籍証明の請求

## Point

住民票の写し等は、法に基づき、本人の代理人による申請や、弁護士などの第三者が正当な理由等で取得できることとなっており、請求を受け付けする際には、代理人や請求者の本人確認や請求内容等の確認を行っております。



▲詳しくはこちら